

## 海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2013 年 9 月）傍聴  
日 時： 2013 年 9 月 13 日（金）～9 月 18 日（水）  
場 所： ロンドン IASB 本部  
出 張 者： 企業会計基準委員会 研究員 三浦 朱美

## IASB 会議（2013 年 9 月）傍聴報告

日時：2013 年 9 月 13 日（金）、9 月 17 日（火）、9 月 18 日（水）

＜9 月 17 日、18 日の一部に FASB との合同会議あり＞

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2013 年 9 月 13 日から 18 日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。FASB も、いくつかのセッションに参加した。

議論されたトピックは以下のとおりであった。

- IAS 第 19 号「従業員給付」— 公開草案「確定給付制度：従業員拠出」
- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂
- 年次改善プロジェクト：2010－2012 年及び 2011－2013 年サイクル
- IFRIC アップデート
- 金融商品：減損
- 収益認識
- 金融商品：分類及び測定
- 共通支配下の企業結合
- 個別財務諸表（持分法）
- 料金規制対象活動

### 【9 月 13 日（金）】

#### ■ IAS19 従業員給付（公開草案：従業員拠出）

2013 年 3 月に IASB は、公開草案 ED/2013/4「確定給付制度：従業員拠出」（IAS 第 19 号の修正案）をコメントを求めるため公表した。コメント期間は 2013 年 7 月 25 日に終了した。

公開草案で IASB は以下の提案をしていた。

- a. 確定給付制度の正式の条件の中に示されている従業員又は第三者からの拠出を、支払うべき期間と同じ期間の勤務費用の減額として認識することができるのは、当該拠出が当該期間に提供された当該従業員の勤務のみに連動している場合であり、かつ、その場合のみである。一例は、拠出が従業員の給与の一定率で、従業員の給与に対する比率が従業員の事業主に対する勤続年数に依存していない拠出であろう。
- b. 従業員又は第三者からの拠出を、支払うべき期間と同じ期間の勤務費用の減額として認識しない場合には、当該拠出による負の給付は、総額での給付を IAS 第 19 号の第 70

項に従って帰属させるのと同じ方法で勤務期間に帰属させるべきである。

コメント提出者の過半数が修正案を支持したが、文言案の明確化又は適用指針若しくは設例の追加を要望した。

2013 年 9 月の解釈指針委員会の会議で、IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）は、（文言案のいくつかの変更を条件として）IASB が修正案を進めるよう提案することを決定した。

今回の会議で IASB は、公開草案に関して受け取った 63 通のコメントレターの要約及び分析とともに解釈指針委員会の提案の提示を受けた。

IASB は、（提案している文言のいくつかの変更を条件として）修正案を進めるべきであると決定した。さらに、IASB は、再公開は必要ないと判断し、発効日は 2014 年 7 月 1 日とすべきである（早期適用が認められる）と決定した。

出席した IASB メンバー全員が決定に賛成した。

#### 次のステップ

スタッフは、これらの決定に基づき最終の修正を作成し、書面投票プロセスを開始する。IASB は、IAS 第 19 号の修正を 2013 年 11 月に公表する予定である。

### ■ IAS1「財務諸表の表示」改訂

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正案を議論した。IASB は、4 つのアジェンダペーパーを議論した。

- a. アジェンダペーパー 8A——開示イニシアティブ：概要
- b. アジェンダペーパー 8B——開示イニシアティブ：IAS 第 1 号の修正
- c. アジェンダペーパー 8C——IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 負債の流動・非流動の分類：開発についての考え得る代替案の要約
- d. アジェンダペーパー 8D——IAS 第 1 号の狭い範囲の修正：持分法投資から生じるその他の包括利益の項目の表示

*アジェンダペーパー 8A——開示イニシアティブ：概要*

*アジェンダペーパー 8B——開示イニシアティブ：IAS 第 1 号の修正*

開示イニシアティブの概要（アジェンダペーパー 8A）の提示を受けた後、IASB は、IAS 第 1 号の修正案（アジェンダペーパー 8B）を議論し、以下の暫定決定を行った。

- a. IAS 第 1 号の重要性に関するセクションにガイダンスを追加して、重要性の概念は基準又は解釈指針に示されている具体的な開示要求に適用すべきであることを明確化すべ

きである。重要性は、基本財務諸表と財務諸表注記の両方について評価すべきである。

- b. IAS 第 1 号の重要性に関するガイダンスに、重要性のない情報を開示すると有用な情報を不明瞭にする可能性がある旨を強調する文言を含めるべきである。
- c. IAS 第 1 号の第 54 項（財政状態計算書の表示項目の表示を扱っている）を修正して、同項に列挙している表示科目は分解することができること、分解により目的適合性のある情報が提供される場合には分解すべきであることを明確化すべきである。さらに、同様の修正を IAS 第 1 号の第 82 項（純損益の部又は純損益計算書の表示項目を扱っている）に対しても行うべきである。
- d. IAS 第 1 号の第 114 項（第 114 項(c)を含む）（財務諸表注記の順序を扱っている）を修正して、同項で示している順序は要求ではなく、一般的に使用される順序であることを明確化すべきである。また、IAS 第 1 号の第 113 項に、企業が財務諸表注記の順序を決定する際には理解可能性と比較可能性の両方に与える影響を検討すべきであることを強調する文言を含めるべきである。
- e. IAS 第 1 号の第 120 項（どの会計方針を開示すべきかの識別に関するガイダンスを提供している）を修正して、法人所得税に関する会計方針の例を削除すべきである。

出席した IASB ボードメンバー全員が提案に賛成した（修正案の一部の文案修正を条件として）。

#### 次のステップ

スタッフは、開示イニシアティブの一部を形成する IAS 第 1 号の修正案に関して、さらに別のペーパーを 2013 年 10 月会議で IASB に提示する。

#### アジェンダペーパー 8C——負債の流動・非流動の分類：開発についての考え得る代替案の要約

解釈指針委員会は、IAS 第 1 号に従った負債の流動・非流動の分類に関して 2 件の要望書を受け取った。

当該基準では、さまざまな要件の中で特に、企業が負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期できる無条件の権利を有していない場合には、負債を流動に分類することを要求している。別の場所で当該基準は、企業が報告期間後少なくとも 12 か月にわたる債務の借換え又はロールオーバーを見込んでおり、かつ、そうする裁量権を有している場合には、負債を非流動に分類することを要求している。要望提出者は、これらの個々の要件（すなわち、無条件の権利がないことと、見込みと裁量権があること）が互いにどのように関連するのかに関するガイダンスを要望した。

解釈指針委員会は、「IFRS の年次改善 2010–2012 年サイクル」の一部として、この領域での追加的なガイダンスの提供を提案したが、これらの提案に対してコメント提出者から受け取ったコメントを考慮した後、IASB が当該基準の修正案を確認することを提案しない

ことを決定した。2013 年 3 月の会議で、IASB はその提案を受け入れ、この論点を再検討するよう依頼した。

今回の会議で、IASB は基準の明確化についての 4 つの考え得るアプローチを議論した。

- a. 「年次改善 2010－2012 年サイクル」の一部として当初提案したアプローチを、「借換え」及び「ロールオーバー」の意味の明確化によって、精緻化する。また、これらの借入契約の条件に関して追加的なガイダンスを提供する。
- b. 以下を区別するアプローチを開発する。
  - i. 「決済」と「ロールオーバー」及び「借換え」
  - ii. 「無条件の権利」と「裁量権」
- c. 報告日時点で存在する取決めの評価に基づく、より一般的なアプローチを開発する。
- d. 開示フレームワークの一部として表示のより幅広い見直しを行うまで、ガイダンスを先送りする。

IASB は、アプローチ（c）を開発することを暫定的に決定した。出席した IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、スタッフに、負債の流動又は非流動の分類に対する一般的なアプローチを開発し、IAS 第 1 号の狭い範囲の修正案の文案を今後の会議で提示するよう要請した。

### アジェンダペーパー 8D——持分法投資から生じるその他の包括利益の項目の表示

9 月の会議で、IASB は、持分法投資から生じるその他の包括利益（OCI）の項目の表示を明確化する IAS 第 1 号の狭い範囲の修正を議論した。この論点は、2013 年 7 月に IFRS 解釈指針委員会が議論した要望書に関連するもので、その要望書は、IAS 第 1 号の第 82A 項の表示要求が不明確であると主張していた。それは、持分法投資から生じる OCI の項目を単一の表示項目として集約して報告すべきなのか又は性質別に報告すべきなのかについてである。スタッフは、この論点は、2011 年 6 月に行った IAS 第 1 号の修正による表示要求の文言の変更の結果として生じたと述べた。解釈指針委員会は、持分法投資から生じる OCI の項目について性質別の表示を要求すると、持分法投資の純損益に対する企業の持分の表示についての要求事項と不整合となることに留意した。

したがって、解釈指針委員会は、IASB が IAS 第 1 号の第 82A 項と適用ガイダンスを修正して、持分法投資から生じる OCI の項目を単一の表示項目として集約して表示（当該項目が純損益に振り替えられるのかどうかに応じて分類）すべきであることを明確化するよう提案した。

出席した IASB メンバー全員が、解釈指針委員会の提案に賛成した。

### 次のステップ

この修正案は、開示イニシアティブから生じる IAS 第 1 号の狭い範囲の修正の集合の一部として含まれることになる。

### （参考）Agenda Paper 8A Timeline

| 2013                         |                    | 2014                                      |    |      |                                             | Comments                                                    |
|------------------------------|--------------------|-------------------------------------------|----|------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| Q3-Q4                        |                    | Q1                                        | Q2 | Q3   | Q4                                          |                                                             |
| Amendments to IAS 1          | IASB deliberations | Publish ED                                |    | IFRS |                                             | Final date of IFRS subject to deliberations, comments, etc. |
| Materiality                  | Research           | Paper to IASB                             |    |      |                                             | Outcome dependent on research                               |
| New EDs                      | On going           |                                           |    |      |                                             |                                                             |
| IAS 1, 7, 8 and FSP research | Project plan       | Research (possible public research paper) |    |      | Potential 2015 Agenda Consultation proposal |                                                             |
| Existing standards           | Project plan       | Research                                  |    |      | Potential 2015 Agenda Consultation proposal |                                                             |

### ■ 年次改善 Sweep Issue (2010-2012 及び 2011-2013 サイクル)

IASB は、2010-2012 年サイクル及び 2011-2013 年サイクルに関する年次改善プロジェクトに関して生じている 3 つの質問を検討した。

第 1 の質問は、IAS 第 40 号「投資不動産」の修正案（不動産を投資不動産又は自己使用不動産として分類する際の IFRS 第 3 号「企業結合」と IAS 第 40 号との相互関係の明確化）に関するデュー・プロセス上の異議であった。この異議は、修正案に関するコメント提出者のコメントをスタッフが解釈した方法に関するものであった。IASB は、修正案を 2013 年 6 月に議論し、最終確定することをその会議で暫定的に決定した。IASB は、提起された異議と自らの以前の決定に対する影響を検討した。IASB は、修正案の最終確定を進めるこ

とを決定した。

出席した IASB メンバー全員が賛成した。

他の 2 つの質問は、IFRS の年次改善（2010－2012 年サイクル及び 2011－2013 年サイクル）の致命的欠陥の有無のレビュー中に利害関係者が識別した整理論点に関するものであった。これらの整理論点は、以下の修正に関するものであった。

- a. IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に関する結論の根拠の修正——有効な IFRS の意味（「IFRS の年次改善 2011－2013 年サイクル」）に含まれていた）
- b. IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する結論の根拠の修正——短期の債権債務（「IFRS の年次改善 2010－2012 年サイクル」）に含まれていた）

レビュー者は、影響を受ける 2 つの IFRS に関する結論の根拠に追加の項を含めることが「デュー・プロセス・ハンドブック」の要求事項に合致するかどうかを疑問視した。IASB は、提起された懸念を議論し、この 2 つの IFRS に関する結論の根拠の修正案は必要かつ適切であることに留意した。したがって、IASB は修正案の最終確定を進めることを決定した。

出席した IASB メンバー全員が賛成した。

#### 次のステップ

IASB は、年次改善 2010－2012 年サイクル及び 2011－2013 年サイクルを 2013 年の第 4 四半期に公表予定である。

### ■ IFRIC アップデート

IASB は、2013 年 7 月の IFRS 解釈指針委員会会議からのアップデートを受けた。当該会議の詳細は IFRIC アップデートで公表されている。

### ■ 金融商品（減損）：教育セッション

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。（詳細は、翌 9 月 17 日（火）の金融商品（減損）に関する審議（意思決定セッション）を参照。）

#### 【9 月 17 日（火）】

### ■ 金融商品（減損）：IASB/FASB 合同での審議（意思決定セッション）

IASB と FASB は、2013 年 9 月 17 日に合同のボード会議を開催した。IASB と FASB はあたかもそれぞれの公開草案の最終確定を進めようとしているかのように、それぞれの予想信用損失モデルの再審議を開始したが、両者がそれぞれの公開草案の最終確定を進めるの

かどうかは、今後の会議で決定される。両審議会が議論に参加したが、各自のペーパーに関する決定をしたのみであった。

今回の会議で、IASB は、公開草案「金融商品：予想信用損失」における提案に対する以下の明確化及び拡充を検討した。

- a. 全期間の予想信用損失を認識する際の、一般的モデル（すなわち、金融商品がステージ 1 で開始する場合）の反応度
- b. 当該モデルのステージ 1 の測定目的
- c. 「債務不履行」の定義

また、IASB スタッフは、コメント期間中に実施したフィールドワークに関して報告した。

FASB は、会計基準更新書「金融商品——信用損失」（サブトピック 825-15）で提案した予想信用損失の測定の明確化を検討した。

## **IASB セッション**

### *アジェンダペーパー 5A：金融商品：減損：一般的モデルの反応度*

IASB は、一般的モデルの反応度（特に、公開草案に示されていたような減損モデルは、信用リスクの著しい増大を適時に捕捉しない可能性があるという一部のコメント提出者が提起した懸念）について議論した。

IASB は、次のことを明確化することを暫定的に決定した。それは、当該モデルの目的は、信用リスクが著しく増大している**すべての**金融商品に係る全期間の予想信用損失を認識すること（個別であれポートフォリオのベースであれ）であり、また、すべての合理的で裏付け可能な情報（過大なコスト又は労力なしに利用可能な将来予測的な情報を含む）を検討する必要があることである。さらに、IASB は、提案の意図を反映するための設例を含めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

### *アジェンダペーパー 5C：金融商品：減損：ステージ 1 の測定目的*

IASB は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない金融商品（ステージ 1）についての測定目的について、12 か月の予想信用損失引当金に関して受け取ったフィードバックや代替的な提案も含めて議論した。

IASB は、12 か月の予想信用損失がステージ 1 の金融商品についての測定目的であると確認することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーが決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

*アジェンダペーパー 5D：金融商品：減損：債務不履行の定義*

IASB は、債務不履行の概念に関して、受け取ったフィードバックを議論するとともに、定義を提供すべきかどうかを議論した。

IASB は、信用リスク管理の実務と整合的な債務不履行の定義を首尾一貫して適用することを要求し、適切な場合（コベナントを含んでいる金融商品についてなど）には債務不履行の定性的な指標を考慮すべきであることを強調することを暫定的に決定した。また、IASB は、債務不履行は 90 日の期日経過の後には発生しないという反証可能な推定を含める（ただし、もっと遅い債務不履行の要件の根拠となる合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合は除く）ことを暫定的に決定した。

13 名の IASB メンバーが決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

*アジェンダペーパー 5E：減損：フィールドワークに関する報告*

スタッフは、コメント期間中に実施したフィールドワークに関する報告を、2013 年 7 月の IASB と FASB の合同会議（7 月会議のアジェンダペーパー 5B）の中で行った議論へのフォローアップとして行った。今回の会議で、スタッフは、提案の運用可能性に関してのフィールドワークの参加者からのフィードバックを詳細に説明した。

IASB は、このペーパーに関する意思決定は求められなかった。

**FASB セッション**

*アジェンダペーパー 5F：金融商品：減損：FASB メモナンバー 239 予想信用損失の明確化*

FASB は、FASB の会計基準更新書案「金融商品——信用損失」（サブトピック 825-15）に基づく企業の予想信用損失の見積りを議論し、以下の事項を明確化することを決定した。

- 企業は、合理的で裏付け可能な予測を実施したり入手したりすることが可能な期間を超える将来の期間について過去の損失実績の平均に戻るべきである。
- 企業は、関連する金融資産の存続期間にわたるすべての契約上のキャッシュ・フローを考慮すべきである。契約上のキャッシュ・フロー及び関連する金融資産の存続期間を決定する際に、企業は、予想される期限前償還を考慮すべきであるが、予想される延長、更新、及び条件変更を考慮すべきではない（ただし、企業が、問題の生じた債務の再編を借手と実行すると合理的に予想している場合は除く）。
- 予想信用損失の見積りは常に、損失のリスクを反映すべきである（そのリスクがごくわずかな場合であっても）。しかし、企業は、不払いのリスクがゼロよりも大きい損

失の金額はゼロとなる金融資産に係る損失の認識は要求されないことになる。

- 予想信用損失を見積るために割引後キャッシュ・フロー・モデルを使用する以外に、企業は、損失率方式、デフォルト確率方式、又は損失要因を用いた引当マトリックスを用いた予想信用損失の見積りを開発することを禁止されない。

さらに、FASB は、予想信用損失に関する最終ガイダンスには、現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測について過去の損失実績を調整する際に企業が考慮すべき要因を記述する適用ガイダンスを含めることを決定した。

#### 次のステップ

減損プロジェクトに関する議論を 10 月のボード会議で継続する。

#### ■ 収益認識：IASB/FASB 合同での審議（予定と異なり、翌朝に一部継続した議論も含む）

IASB と FASB は、2013 年 9 月 17 日及び 18 日の会合において、最終基準「顧客との契約から生じる収益」の文案作成において提起された以下のトピックを議論した。

- a. 回収可能性
- b. 制限
- c. ライセンス

両審議会はスタッフに、各トピックに関する追加的な分析を完了させるよう指示した。また、各トピックに関する分析について、以下のような点に重点を置くことも依頼した。

#### 回収可能性

両審議会は、(a) 現在の文案の改善か、(b) 回収可能性の閾値を契約の識別（すなわち、収益モデルの「ステップ 1」）の要件に含めるという代替案の 2 つの案の評価に重点を置くようスタッフに依頼した。

#### 制 限

両審議会は、以下のことの評価に重点を置くようスタッフに依頼した。

- a. 制限を適用する際に使用すべき信頼水準について、もっと具体的なものを示すべきかどうか。
- b. 知的財産のライセンスに関する使用量ベースのロイヤルティの会計処理を扱う具体的なガイダンスを復活させるかどうか。
- c. 制限の目的の重点を企業の見積りの質に置く代替的アプローチの再検討、及び企業が当該見積りを再評価すべきかどうか。

#### ライセンス

両審議会は、企業の知的財産へのアクセスを提供するライセンスと権利を提供するライセンスとを区別するための要件の文案の改善に重点を置くようスタッフに依頼した。

#### 次のステップ

スタッフは、これらのトピックに関する追加的な分析を 10 月のボード会議で提示する。さらに、スタッフは最終の収益基準の文案を作成中である。

### 【9 月 18 日（水）】

#### ■ 分類・測定：IASB/FASB 合同での審議

IASB と FASB は、両審議会の最近の公開草案における元本及び利息（P&I）のみという条件の明確化と改善を議論した。

##### アジェンダペーパー 6B

スタッフは、測定基礎としての償却原価に関する主要な所見を提示した。この議論は教育目的で行われた。何も暫定決定はなかった。

##### アジェンダペーパー 6C

IASB と FASB は、P&I のみという条件の適用の目的上の「元本」の意味を議論した。両審議会は、元本を、当初認識時に金融資産について保有者が移転する金額として記述すべきであると暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

##### アジェンダペーパー 6D

IASB と FASB は、P&I のみという条件の適用の目的上の「利息」の意味（「貨幣の時間価値」の意味と当該概念の規制対象金利への適用を含む）を議論し、利息の意味を明確化することを暫定的に決定した。

具体的には、両審議会は以下の事項を暫定的に決定した。

1. 些細な特徴(de minimis features)は分類に関しては無視すべきであることを明確化する。
2. P&I のみという条件の基礎となる概念上の基礎（すなわち、基本的な貸付タイプのリターンの概念）を強調する。
3. 貨幣の時間価値と信用リスクは、通常、基本的な貸付タイプのリターンの最も重要な構成要素ではあるが、これらだけが想定しうる構成要素ではないことを確認する。
4. 基本的な貸付タイプのリターンは、一般的に、流動性リスクに対する対価、利益マージン、一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコスト（サービシング・コスト等）に対する対価も含んでいることを明確化する。

5. 基本的な貸付タイプのリターンの構成要素ではないものは何か及びその理由を強調する（例えば、株価への連動）。
6. 貨幣の時間価値の意味を明確化する。具体的には、
  - a. 貨幣の時間価値に対する対価の目的を明確化する。すなわち、時の経過のみに対する対価を提供することである（他のリスクに対するリターンや一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコストがない場合）。
  - b. 時の経過に対する対価の提供に関連性のある要因を明確にする（特に、金利の期間や当該金融商品の通貨）。
  - c. 金利の構成要素としての貨幣の時間価値が修正されている（例えば、金利の期間のミスマッチの特徴により）が、各アプローチをどのような場合に使用すべきなのかを定めていない場合には、金利が時の経過のみに対する対価を提供するのかどうかの判定に定性的アプローチと定量的アプローチの両方が使用できることを明確化する。
  - d. 定量的評価に代えて公正価値オプションを認めることはしない。

15 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

また、両審議会は、規制対象金利を貨幣の時間価値に対する対価の代替数値(proxy)として認めることを暫定的に決定した。これを認めるのは、当該利率が、時の経過に対する対価とおおむね整合する対価を提供し、基本的な貸付タイプの関係と整合しないキャッシュ・フローのリスク又はボラティリティに対するエクスポージャーを生じない場合である。

15 名の IASB メンバーと 5 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

また、IASB は、貨幣の時間価値の構成要素が修正された金融資産の定量的評価の実施方法（すなわち、ベンチマーク商品に対する当該商品の契約上の（割引前）キャッシュ・フローの考慮による）に関するガイダンスを提供すること、及び、両審議会の提案における「僅少な範囲を超えない(not more than insignificant)」の閾値を「重大でない(not significant)」という閾値で置き換える（すなわち、金利の貨幣の時間価値の構成要素が修正された金融資産は、契約上のキャッシュ・フローがベンチマーク商品のキャッシュ・フローと著しく異なる可能性がない場合には、P&I のみという条件を満たすことになる）ことを暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

FASB は、スタッフに、この評価の運用上の側面の追加的な分析を実施するように指示した。

アジェンダペーパー 6E

IASB と FASB は、P&I のみという条件の適用を、条件付の特徴を有する金融資産について議論した。

両審議会は、条件付のトリガー事象の性質自体は金融資産の分類を決定しないことを明確化することを暫定的に決定した。さらに、両審議会は、条件付の特徴に関するガイダンスを明確化する際に、条件付の期限前償還及び延長の特徴と他の種類の条件付の特徴とを区別すべきではないと暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

また、IASB は、P&I のみでない契約上のキャッシュ・フローを生じる条件付の特徴は、その特徴が真正でない場合を除いて、P&I のみという条件に合致しないことを確認することを暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

FASB は、条件付の特徴が P&I のみではない契約上のキャッシュ・フローを生じるが、当該 P&I ではないキャッシュ・フローの発生確率が僅少(remote)である場合には、P&I のみという条件に合致すると決定した。P&I ではないキャッシュ・フローの発生が僅少ではなかった場合には、企業は金融資産を FVPL 区分に分類変更することが要求される。しかし、FVPL 区分からの分類変更は禁止される。

4 名の FASB メンバーが賛成した。

FASB はスタッフに、防御的な権利を保有者に提供する条件付の特徴の追加的な分析を実施するよう指示した。

アジェンダペーパー 6F

IASB と FASB は、P&I のみという条件の適用を、期限前償還及び延長の特徴を有する金融資産について議論した。

条件付の期限前償還の特徴について、両審議会は、条件付のトリガー事象の性質自体は金融資産の分類を決定しないことを明確化することを暫定的に決定した。両審議会は、条件付の期限前償還及び延長の特徴と他の種類の条件付の特徴とを区別すべきではないと暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーと 7 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

1 つの例外（下記の暫定決定を参照）を除いて、IASB は、P&I のみでない契約上のキャッシュ・フローを生じる期限前償還の特徴は、当該特徴が真正でない場合を除いて、P&I のみという条件に合致しないことを確認することも暫定的に決定した。

11 名の IASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

以前の暫定決定にかかわらず、IASB は、以下の条件を満たす金融資産について例外を設けることを暫定的に決定した。

1. 当該金融資産が重大なプレミアム又はディスカウントで取得又は組成されている。
2. 当該金融資産が、発生した額面及び未払利息を表す金額で期限前償還可能である（及び、契約の早期終了に対する合理的な追加的補償を含んでいる可能性がある）。
3. 当該金融資産の当初認識時における期限前償還の特徴の公正価値が、重大でない (insignificant)。

こうした金融資産は、FVPL 以外での分類に適格となる（事業モデルの検討次第で）。

10 名の IASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

FASB は、期限前償還の特徴が P&I のみでない契約上のキャッシュ・フローを生じるが、そうした P&I でないキャッシュ・フローの発生確率が僅少(remote)である場合には、P&I のみという条件に合致すると暫定的に決定した。P&I でないキャッシュ・フローの発生が僅少(remote)ではなくなった場合には、企業は、当該金融資産を、純損益を通じて公正価値(FVPL)の区分に分類変更することが要求される。しかし、FVPL 区分からの分類変更は禁止される。

5 名の FASB メンバーが賛成した。FASB の暫定決定は、上述のとおり、保有者に防御的な権利を提供する条件付の特徴の追加的分析による。

#### 次のステップ

今後の会議で、両審議会は、P&I のみという条件に関する追加的な事項を、本日の会議で提起された事項を含めて検討する。両審議会が P&I のみという条件の明確化に関する決定をした後、スタッフは、FASB に、金融資産の分類の条件を維持したいのか、それとも別のアプローチを追求したいのかを尋ねる予定である。両審議会は、今後の会議で事業モデル要件についても議論する。

#### ■ リサーチプロジェクト報告（IASB 単独）：共通支配下の企業結合

スタッフは IASB に、このリサーチプロジェクトに関して最近実施した活動のアップデートを提示した。付属するペーパーは次の事項を示した。

- a. 本プロジェクトに対して計画しているアプローチ
- b. 実施した初期リサーチ（識別した主要な論点の要約を含む）
- c. 新規株式公開を通じた事業の譲渡及び実質的売却のために親会社が新設企業を利用する状況に関する IASB によるガイダンスについての IOSCO の要請

IASB メンバーは、リサーチのために識別されたサブトピックにおおむね賛成した。メン

バーは、今後意思決定が行えるように、論点を明確に理解、識別、定義するための十分なリサーチを実施する必要性を強調した。

今回の会議での決定事項はなかった。

#### **次のステップ**

スタッフはリサーチを継続し、今後の IASB 会議で詳細な分析の提示を開始する。

### **■ 個別財務諸表（持分法）（IASB 単独）**

2013 年 5 月に、IASB は IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正を提案することを決定した。企業が個別財務諸表において子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資を持分法で測定することを認めるというものである。

その時に、スタッフは、個別財務諸表における共同支配事業の会計処理に関して IASB の検討を要する論点があると述べた。このため、今回の会議で、スタッフは IASB に、共同支配事業が別個の企業の中に設置されている場合に、そうした投資を共同支配事業者の個別財務諸表においてどのように報告するのかを検討するよう依頼した。

IASB は以下の決定を行った。

- a. できるだけ早く、各国基準設定主体及び会計事務所との追加的な協議を実施する。実務上の困難の実例を識別して、共同支配事業者の財務諸表における会計処理の論点の大きさを IASB が評価するのに役立てるためである。
- b. 企業が個別財務諸表において子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資を持分法で測定することを認める IAS 第 27 号の修正案の公開を別個に進める。

出席した IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

スタッフは、IAS 第 27 号の修正案のデュー・プロセスの要約を 10 月の会議で提示する。

### **■ 料金規制事業（IASB 単独）**

#### **暫定 IFRS プロジェクト**

IASB は、公開草案「規制繰延勘定」（コメント期限は 2013 年 9 月 4 日であった）に対するコメントレターの回答の予備的分析を検討した。公開草案では、IFRS の初度適用企業に規制残高の認識及び測定について、現行の方針を引き続き適用することを認める提案を、表示及び開示の要求事項の拡充とともに示している。これらの提案は、IASB が料金規制対

象活動に関する包括的プロジェクトを完了するまでの、暫定的な解決策とすることが意図されている。

IASB はこの分析に関する意思決定を求められなかった。

#### **次のステップ**

コメントレターへの回答に関するさらに詳細な分析が、2013 年 10 月の会議で審議のために提示される。

#### **リサーチプロジェクト**

IASB は、料金規制対象事業を評価する際に利用者がどのような情報を重視するのかに關してのスタッフの初期的な発見事項の要約を検討した。これは、IASB がこのプロジェクトについて公表を予定しているディスカッション・ペーパーを作成する際の追加的な作業への情報として役立つであろう。この要約は、予定されているディスカッション・ペーパーの焦点となる料金規制の特徴に関する議論への背景をいくつか提供した。

IASB は、予定されているディスカッション・ペーパーは、料金規制対象活動を他の商業活動と区別するために重要なものとして、スタッフが識別した料金規制の多くの共通の特徴に焦点を当てるべきであると暫定的に決定した。これらの特徴は、それらが IFRS 財務諸表における資産と負債の認識を生じる権利と義務を創出するのかどうかについての議論の基礎となる。

出席した IASB メンバー全員が賛成した。

#### **次のステップ**

スタッフは、これらの顕著な特徴の分析に関する追加的なペーパーを 2013 年 10 月の会議で IASB に提示する。

以上

付録 スケジュール

9 月 13 日（金）：終日、IASB 単独での審議、減損のみ教育セッション (FASB も入りうる)

| 時間              | アジェンダ項目                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 8 : 30-9 : 15   | IAS 第 19 号 従業員給付                              |
| 9 : 15-9 : 30   | 休憩                                            |
| 9 : 30-10 : 30  | IAS 第 1 号 財務諸表の表示:開示イニシアチブ                    |
| 10 : 30-11 : 30 | IAS 第 1 号 財務諸表の表示                             |
| 11 : 30-11 : 45 | 休憩                                            |
| 11 : 45-12 : 00 | 年次改善（2010-2012 及び 2011-2013 サイクル）-Sweep Issue |
| 12 : 00-12 : 15 | IFRIC Update                                  |
| 12 : 15-13 : 15 | 減損（教育セッション）                                   |

9 月 17 日（火）：終日、IASB/FASB 合同での審議

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 13 : 30-15 : 30 | 減損              |
| 15 : 30-15 : 45 | 休憩              |
| 15 : 45-16 : 45 | 減損              |
| 16 : 45-17 : 00 | 休憩              |
| 17 : 00-18 : 30 | 収益認識（※翌朝にも継続議論） |

9 月 18 日（水）：午前は IASB/FASB 合同での審議、午後は IASB 単独の審議

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 9 : 00-11 : 00  | 分類及び測定                   |
| 11 : 00-11 : 15 | 休憩                       |
| 11 : 15-12 : 30 | 分類及び測定                   |
| 12 : 00-13 : 00 | 昼食                       |
| 13 : 30-14 : 00 | リサーチプロジェクト：共同支配下における企業結合 |
| 14 : 00-14 : 30 | 共同支配の取り決め：共同支配事業者の個別財務諸表 |
| 14 : 30-15 : 30 | 料金規制活動                   |
| 15 : 30-15 : 45 | 休憩                       |
| 15 : 45-16 : 45 | 料金規制活動                   |